

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

路線名	利根川自転車道線
供用開始の区間	行田市大字酒巻字宅地一九八二番二地先から 同市大字酒巻字堤外二〇八三番二地先まで
供用開始の期日	令和七年四月一日
備考	令和七年四月一日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五四・九〇メートル